

# 携帯電話・スマートフォンの学校持ち込みについて

宮崎北高等学校  
校長 川越 浩

宮崎北高等学校では、宮崎県高等学校 PTA 連合会より「携帯電話やスマートフォンから子どもたちを守るための決議文」が通知されたことを受けて、以下のようにルールを定めました。以下の注意事項を厳守した上で持ち込みを認めることとします。目的は緊急時や災害時の連絡手段の確保、登下校の安心・安全の確保等のためです。ただし、情報モラルに反する行為をした場合や約束・ルールを守れない場合には改善指導を実施します。また、学校へ持ち込む場合は「携帯電話・スマートフォン持ち込み同意書」を提出してもらいます。

- 1 原則、学校への持ち込みは制限しないが、学校内利用は許可しない。**
  - ・携帯電話・スマートフォンの購入を勧めるものではない。
  - ・機器の所持には、家庭のルールを作り、利用については各家庭で十分に指導することとする。
- 2 携帯電話・スマートフォンについて、学校の保証義務はないものとする。**
  - ・機器の故障や破損、盗難、紛失等については学校は保証できない。
  - ・機器の保証について各自対応とし、携帯電話会社の紛失対応方法を確認する。
- 3 災害・事故等の緊急時には個人の判断で利用する。**
  - ・緊急時に利用することで安全を確保すること。
- 4 情報モラルに反するような使用をしてはならない。**
  - ・SNS等で人間関係を悪化させるような利用があってはならない。
- 5 不適切な利用やマナーに反する利用等を決してしない。**
  - ・歩きながらや自転車の利用時、バス・JR内等の利用禁止の場面で使用しない。
  - ・SNS、ゲームや音楽のイヤホンの使用など、過度な利用を控える。
  - ・電子マネー(PayPay等)の機能については各自・各家庭の責任で対応する。
- 6 許可なく写真撮影・動画撮影・録音等をしてはならない。**
  - ・個人情報や肖像権等の問題から無断で撮影、SNS等への投稿をしてはならない。
  - ・記念撮影や友人間の承諾された撮影であっても二次利用のリスクがあることを理解しておく。
- 7 学校施設内等で不適切な利用が発見された場合は改善指導に従う。**
  - ・ゲーム利用やSNS投稿など校内での利用は禁止する。
  - ・後日、発見された場合等でも校内利用が確認された場合は指導を行う。
- 8 個人情報管理のため、紛失や故障した場合の対応を理解しておく。**
  - ・暗証番号や指紋認証などのロック機能を活用し、対応アプリを設定する。
- 9 スマートウォッチの校内持ち込みは許可しない。**
  - ・スマートウォッチは各種不正行為等への発展の恐れがあり、校内への持ち込みは認めない。

---

## 《保護者同意書の提出について》

上記のルールに同意し、携帯電話・スマートフォンの学校内持ち込みについて、家庭でよく話し合い、リスクについて理解した上で同意書を提出してください。携帯電話・スマートフォンについては、一切の責任を本人と保護者で持ち、不適切な使用があった場合には、学校側の指導に従うこととなります。